

平成 29 年度

# 事業計画

公益社団法人 日本産婦人科医会

- 平成 29 年 3 月 -

公益社団法人 日本産婦人科医会

平成 29 年度事業計画

I. 総務部	
A. 庶務部会	1
B. 広報部会	4
C. 法制・倫理部会	8
D. 経理部会	9
II. 学術部	
A. 先天異常部会	10
B. 研修部会	12
III. 医療部	
A. 医療安全部会	15
B. 勤務医部会	18
C. 医業推進部会	21
D. 医療保険部会	23
IV. 事業支援部	
A. 女性保健部会	25
B. がん部会	29
C. 母子保健部会	33
V. 献金担当連絡室	36

# 平成29年度事業計画

[○印は新規事業または改変事業]

## I. 総務部

### A. 庶務部会

#### 1. 総会・理事会等各種会議の開催

- (1) 総会：総会を定款の定めに基づき6月に定時総会と、3月に臨時総会を開催する。
- (2) 理事会：理事会を定款の定めに基づき定時理事会2回と、臨時理事会を1回の3回開催する。
- (3) 常務理事会：常務理事会を12回開催する。
- (4) 幹事会：幹事会を12回開催する。
- (5) 運営打合会：運営打合会を6回開催する。
- (6) 地域代表全国会議：当会議を本会事業の説明と推進協力依頼のために開催する。地域代表の他に総務担当者、事務担当者等の出席も認める。

#### 2. 日本産婦人科医会学術集会への実施支援

6ブロック（①近畿、②北海道・東北、③中国・四国、④東海・北陸、⑤九州、⑥関東）の持ち回りとし、ブロック主催で開催する日本産婦人科医会学術集会に対する支援を行う。

平成29年度は関東ブロック（担当：東京都）、平成30年度は近畿ブロック（担当：和歌山県）。

10年毎の節目の年は、医会本会が実施する。

#### 3. 組織強化等の推進

##### (1) 組織の強化等

##### 1) 各都道府県産婦人科医会との連携強化

各都道府県産婦人科医会との連絡を密にし、本会の結束度の向上を図る。

##### ①月例連絡・月例報告の充実

各都道府県産婦人科医会との緊密な連携を図るため、月例連絡、月例報告の充実を図る。月例連絡は、常務理事会等で確認した事項等を毎月各都道府県産婦人科医会に対し、電子メール等をもって行う。

月例報告は、毎月15日頃までに、前月分の各都道府県産婦人科医会の活動状況等の報告を受ける。

##### ②協議会、研修会等への支援

各都道府県産婦人科医会等が開催する協議会、研修会等の開催に関し、その運営を可能な限り支援する。

##### ③事務業務のあり方検討

本会および各都道府県産婦人科医会の事務機能のあり方を検討し、公平な会員サービスができるよう支援する。

- ④プロジェクト委員会を各部会と連携・協力し支援する。
- 2) 新入会員に対する通知および会員情報管理  
理事会で承認された新規加入会員に対して会長名をもって入会承認の通知をする。入会後の会員へは指定医師必携のほか、医療保険必携、研修ノート等の出版物等を送付する。  
会員の異動等を定期的に把握する。その情報を活用し定款に則した会員種別管理等を行う。
- 3) 本会役員間の対外的な発言等の同等化を図る。
- (2) 関係諸団体との協調
- 1) 日本医師会  
日本医師会との協調・連携を密にし、特に母子保健関連事項の対処に万全を期する。また、各都道府県産婦人科医会における研修会等に際しては、必要に応じて当該都道府県医師会にも後援を要請する。  
日本医師会・厚生労働省主催「家族計画・母体保護法指導者講習会」、日本医師会主催「母子保健講習会」の運営に協力する。
- 2) 日本産科婦人科学会  
日本産科婦人科学会とは、学会・医会ワーキンググループ会議を開催し、両会に関連する諸問題について意見交換を行う。なお、必要に応じ、会長、副会長等の参加を求めた拡大ワーキンググループ会議を開催する。  
公開講座・女性の健康週間、産婦人科サマースクール等の活動に共催および参画する。  
学会各種委員会等に出席する本会役員が医会代表である場合には、その立場を明確にした活動ができるように配慮する。  
全国産婦人科教授との懇談会  
本会の活動について理解を得るため、全国医育機関の産婦人科教授との懇談会を開催する。
- 3) 家族計画関係団体  
日本家族計画協会、家族計画国際協力財団等と連携し、家族計画活動の推進に努める。
- 4) 母子保健関係団体  
母子保健推進会議、日本母性衛生学会、日本周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会、日本小児保健協会、日本看護協会、日本助産師会等関係諸団体との協調を図り、わが国の母子保健の向上に努める。
- (3) 関係省庁等への対応  
本会事業の円滑化を図るため、厚生労働省等関係省庁等と緊密な連携を図る。
4. 出版統計関連  
各部会が発行している出版物やアンケート調査等のリストを作成する。出版物やアンケート調査は計画の時点から関与し、販売やアンケート調査の可否を含めてその検討に参加する。本会発行物には、可能な限りクレジットを設定する。  
既存の医会パンフレットの有効的な更新に努め、会員増に資する内容となるよう関係部等と検討し作成する。

各都道府県産婦人科医会の協力による全国産婦人科施設情報データベースを構築する。収集したデータは解析し、有効利用に努める。

5. その他

将来の会員数減少に備えて、医会のあり方を検討する。喫緊の課題には担当部と協調して即時対応に努める。

各部署の電子的な事項に関し、将来行われるであろう電子化対策に対応する。

## B. 広報部会

広報部会は、医会報とホームページ(HP)、記者懇談会やネットワークサービスなどのソーシャルメディアを介して、本会会員、国民・社会に、本会の事業や活動、運営方針、今後の展望などを分かりやすく伝えることで、公益法人としての日本産婦人科医会の信頼度を高めることを目指す。具体的には会員の研修、医療保険、医事紛争など、会員に資する情報を発信するとともに、各都道府県産婦人科医会、会員個々との密な連携を図ることで、本会が目指す施策の理解を醸成できるよう活動する。

平成28年度より当部会は、本会機関誌である医会報の発行に加えて、記者懇談会の開催およびHPの管理事業を担当することになり、会員並びに国民に向けた情報発信の全般を担う大幅な改組がなされた。医会報、HP、記者懇談会をバランスよく活用することによる相乗効果が期待できる一方、業務拡大への対応も必要となった。改組に伴う新たな枠組みのもと、それぞれの業務効率化を図り、本会機関誌である医会報の内容研磨を継承しつつ、医会報とHPの連動・連携し、新規研修コンテンツや更新システムを導入していくことを目指す。さらに他部会との連携や新しいネットワークツールを取り入れ、多様な媒体を用いた双方向的な情報の発信と収集を行うとともに、長期的視点から会員並びに国民に向けた新たな情報発信のあり方について検討を重ねていく。

本年度の諸事業は以下のとおりである。

### 1. 日産婦医会報の発行

機関誌である医会報は、本会の会員にとっての最大の情報誌であり、今後も質の良い、社会に信頼される会報を制作していく。またアーカイブとして恒久的に残したいもの、手元において繰り返し読みたいものを中心に掲載することで、紙媒体としての特徴を生かす。

毎月1回、年11回発行(8、9月は合併号)、全会員並びに関係各方面に送付する。平成29年度は、8・9月号が800回記念誌となる。記念号にふさわしい内容を企画する。

#### (1) 編集方針

- 1) 本会の方針をはじめ、各部の行う事業・活動を会員に理解しやすい形で伝える。
  - 2) 産婦人科に関係する情報を分析、評価、選別し、会員に役立つ情報を極力タイムリーに伝える。
  - 3) 常に時代に即した誌面の刷新を図る。各世代にわたって読みやすい情報誌であるよう努める。
  - 4) 各都道府県産婦人科医会の広報担当者や会員に投稿を求め、幅広く全国会員の声を反映するよう努める。
- 5) 会報のファイルを作成し、デジタル化保存やHP等での活用に資する。
- 6) 12月号に、その年の掲載主要記事の題目一覧を添付する。
  - 7) 非会員の若手産婦人科医(日産婦学会入会時の会員医師、専門医資格取得時の専門医など)に対して本会医会報の存在周知を図る。

#### (2) 内容

- 1) 会長見解、本会諸会議の報告、副会長・常務理事の見解他を掲載する。

- 2) 産婦人科診療上の諸問題、医政・医療行政に関する本会見解を掲載する。
  - 3) 医政、医療行政、医療統計に関するニュースと解説を掲載する。
  - 4) 医事紛争の実態と対策「シリーズ・医事紛争」(医療安全部会に依頼)を掲載する。
  - 5) 医業経営上の諸問題「医療と医業」(医業推進部会に依頼)を掲載する。
  - 6) 生涯研修に有用な学術記事を研修委員会と協力して掲載する(研修部会に依頼)。
  - 7) 医療保険運用の解説「社保の頁」等(医療保険部会に依頼)
  - 8) 各都道府県産婦人科医会の活動状況の紹介「新しい都道府県の代表紹介」
  - 9) 各都道府県産婦人科医会の会報を抜粋して紹介するなど、各地域の情報を掲載する。地域の紹介については、各地域医会 HP と本会 HP の連動なども取り入れる。
  - 10) 学術雑誌、新刊の紹介「学海メモ」「新刊紹介」「産婦人科雑誌紹介」などを掲載する。
  - 11) 会員よりの意見の紹介「会員の広場」を設ける。
  - 12) 診療に有用な新製品、情報、語句の解説「情報アラカルト」「マメ知識」を掲載する。
  - 13) 随筆・意見「コーヒーブレイク」(広報委員担当)を掲載する。
  - 14) 会員が知っている役立つ新聞記事の要約「新聞切抜帳」(広報委員担当) HP への移動または連動を検討する。
  - 15) 産婦人科医師の留学体験記「留学だより」
  - 16) 新入会員の氏名および所属する都道府県を掲載する。
  - 17) 「リレー研修日誌」、「忘れられない症例」、「私の失敗談」などのシリーズものを不定期に掲載する。
  - 18) 上記内容について、HP での連動または移行を検討する。
- (3) 特記事項
- 1) 日産婦医会報頁数は 20 頁で構成。必要に応じて 4 頁単位で増減。作業効率、コスト削減を踏まえて、掲載しきれないものは、HP への移動、誌面での誘導を図る。HP を利用した編集の効率化、省コスト化を検討。前項の医会報内容から HP へ移行すべき内容や連動・連携のあり方など検討する。
  - 2) 写真など視覚に訴える情報をできるだけ多く提供する。カラー写真についても会報での掲載には限りがあるため、一部を会報に掲載ほかは閲覧可能にするなど、豊富な情報提供を行う方法について検討する。
  - 3) 保険診療や医事紛争、医療と医業など特に会員の関心の高い医会報の既存の情報アセットは HP (会員サイト) を通じて会員に提供する。
  - 4) 新聞切抜帳などタイムリーに会員に伝達すべき情報は、HP を活用して、情報伝達速度向上を検討する。
  - 5) 日本産婦人科医会学術集会特集号は担当地域と相談の上発行する。
  - 6) 早急に会員へ伝達すべき時は、号外を差し込み頁の形で発行する。
  - 7) 時々のトピックについて、随時会員から「原稿募集」し、「特集」欄の形で掲載する。原稿募集には HP も活用する。
  - 8) 産婦人科関連団体、特に日本産科婦人科学会関連情報については、本会会員にとっても重要であるものを掲載し、HP と連動・連携して周知徹底を図る。

- 9) 時宜に応じて、日産婦医会と日産婦学会の双方が新会長や新理事長の就任をみた場合、両者の会見を企画し、意見交換の記事を掲載する。
- 10) その時々産婦人科関連トピックについて、当該分野の何人かの識者（会員、非会員ゲストを含む）で語り合う討論形式の企画をし、内容を医会報、HPに掲載する。
- 11) 日産婦医会報の内容について、必要なものは会長が最終校正を行う。
- 12) コンテンツをネット媒体のみならず多角的に利用することで、よりよい内容を費用対効果よく提供する。
- 13) 諸種効率化により事務、広報部員、委員の負担軽減を図り、コスト削減に努める。

## 2. HPの管理と運用

平成28年度リニューアルではブランディングを意識したサイト構築を行い、アカデミックで高い格式と本会への安心感、情報に対する信頼感の提供が可能となった。サーバーも移行し、各個人が簡単に安全にIDとパスワードが振り分けられる仕組みを構築したことにより、セキュリティの強化だけでなく、個々の会員の需要に即した情報提供が可能となる。本年度もインターネットを活用した時代に即した、情報発信力の強化を行っていく。

- (1) HPを中心にインターネット経由での本会情報を利用する会員数を増加させるべく、HPでの継続的な情報提供、さらに今までの本会の事業内容、従来の一般国民に向けた役割に加えて、会員の利便性向上、生涯研修向けのコンテンツの充実、医業関連情報の提供を行う。
- (2) 会員向けと一般向けのコンテンツを整理し、それぞれのユーザーの利用目的に合致した情報提供を行う。
- (3) 会員については、ID/パスワード管理を利用し、よりセキュリティ向上を図るとともに、本会HPへのニーズをリアルタイムに把握し、ニーズに即したコンテンツを提供する。将来的には多様な会員に個々に対応したコンテンツ提供も視野においた開発を検討する。
- (4) 産婦人科関連の重要情報について、日産婦学会や、各都道府県産婦人科医会とのHPとの連携を行うことで、きめ細やかでタイムリーな情報提供を検討する。
- (5) 医会報や研修ノートをはじめとする既存の本会情報資産を、有効活用できるように利便性の高い情報システムを構築し、会員の情報収集、研修への活用を図る。
- (6) シリーズで掲載する内容は自動更新、配信の仕組みを整備する。また定期的なコンテンツの更新についてマネジメントを行う。
- (7) Facebook、ツイッターなどソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用や連携を検討し、会員、非会員とも、若い年代もターゲットに、本会の浸透を図る。情報発信に際しては、公益性、安全性に配慮し、HP小委員会で十分に検討する。
- (8) 会長からのビデオメッセージや学術集会等の動画を取り入れ、魅力的なコンテンツを整備する。
- (9) 会員向け研修については、各部会と連携し、周産期、腫瘍、生殖、女性ヘルスケアなどの講座を新たなコンテンツとして開発、随時提供する。

- (10) 医療保険 Q&A や医事紛争対策などを医療保険部会、医療安全部会と連携し、新規コンテンツの開発を進め、随時提供する。
- (11) 本会と各都道府県産婦人科医会と会員が HP を利用して、より強固な機能連携、情報共有、調査など簡単に、安全にできるような仕組みを導入する。さらに、HP 制作・運営代行を相談、支援する。
- (12) 妊娠・出産・育児や介護などによる離職防止、復帰に向けた研修、再就職へのリクルートサイトや常勤・非常勤の求人情報提供を検討する。
- (13) 電子母子健康手帳、プレママダイアリーの活用など APP の開発を検討する。
- (14) 以上、事業計画が円滑に遂行できるよう、HP 運用規約を作成する。

### 3. 記者懇談会の開催

記者懇談会は平成 28 年 7 月に 100 回を迎えた。さらなる発展を目指して参加するメディアの対象を拡大し、適切なテーマを選択していく必要がある。テーマの対象は、マンネリ化を避けて、タイムリーに、会員にとって国民にとって重要な話題を提供する。記者懇談会の運営では、メディアに記事や番組で取り上げてもらうような情報発信を企画する。本会の活動が社会に理解されるために、メディアとの信頼関係をさらに構築するように努める。

- (1) 原則として報道関係者を対象に月 1 回開催する
- (2) 記者懇談会開催 3 カ月前にテーマを決定する。幹事会並びに記者懇談会小委員会、広報委員会からテーマ案を発信し、常務理事会で決定する。
- (3) 記者懇談会前の常務理事会または常務理事会 ML で、事前に発表内容の検討を行う。
- (4) テレビ、新聞、産婦人科関連月刊誌、医事新報、商業誌編集担当者などを中心に、参加者の拡大を検討する。
- (5) 従来取り扱ったテーマや時事的にタイムリーな内容に加え、中長期の戦略的な事項を検討する。また記者側からの要望を考慮する。
- (6) 記者懇談会を行った事項については、目標とする成果を設定して、本会や会員の利益としての評価やフィードバックに資することを検討する。
- (7) 発表担当者は幹事を中心に若手人材の登用に主眼を置く。
- (8) 小委員会を開催し、年間計画や記者懇談会のあり方やテーマなどを定期的に議論する。

### 4. 委員会

拡大した業務に対応するため、医会報、HP、記者懇談会の連動・連携を強めた広報委員会を存置する。さらに医会報、HP、記者懇談会の 3 つの小委員会を設ける。現行の月 1 回の広報委員会、月 2 回の広報部会、月 1 回の記者懇談会の参加は事務局、部会員、委員の負担、コストが大きいため、今後ネット媒体を活用した通信会議を効率的に取り入れる。

## C. 法制・倫理部会

1. 母体保護法等の適正なる運用のための会員指導  
母体保護法等の内容、運用上の問題点について、会員等の関係者からの問い合わせに対して、識者や関連当局の意見を聴取しながら本会の見解を明らかにする。またその内容について会員への周知を図る。
2. 産婦人科関連法規についての関係当局との折衝  
母体保護法をはじめ、産婦人科業務に関連する医療法規や労働法規の解釈・運用等について厚生労働省等関係省庁と折衝を図る。
3. 母体保護法指定医師関連の諸調査  
母体保護法指定医師の現況把握のために、必要に応じて調査・分析を行う。
4. 母体保護法に関する啓発活動  
日本医師会をはじめ関連諸団体等と母体保護法の問題点を討議し、国と協力して母体保護法のより良い改正を目指すとともに、本法に関する国民の理解が深まるよう啓発活動を行う。
5. 各都道府県産婦人科医会等での研修会への協力  
研修会の開催にあたって、必要な場合は日本医師会と連携しつつ講師の推薦や資料提供等について協力する。
6. 母体保護法の課題に関する検討  
母体保護法の抱える課題や問題点について引き続き検討を行い、必要に応じて見解をまとめる。
7. 医学的な倫理問題への対応  
日本産科婦人科学会および同学会倫理委員会と密接に連携・協議し、万全なる対応を図る。
8. 日常の診療に関わる法規についても、法曹関係者や関連当局の見解を確認し、会員への適切な情報発信を行い、その知見の共有を図る。
9. 委員会
  - (1) 本会に関わる法制問題等を検討するため、法制委員会を存置する。
  - (2) 本会が関与する臨床研究等のための倫理委員会を存置する。

## D. 経理部会

### 1. 会費収入減と事業活動への対応

近年の会員数の減少傾向により、会費免除会員・会費減免会員を除く正会員数の減少が危惧される。また、高齢化に伴う正会員から減免会員への移行や、20～30歳代で顕著である会員男女比率の変化など、正会員数の増加があまり期待できない会員構成を踏まえ、会費減収を想定した対応の検討が必要である。

本部会としては将来の会費減収を想定し、事業の仕分けや事務所費等固定費用の削減など、収入減に即した業務執行のあり方を考慮しつつ、公益社団法人として効率的かつ適正な業務執行を各事業部会と連携を図るものとする。

### 2. 経理部会の開催

均衡の取れた効率的かつ効果的な収支予算案を作成し、その執行状況等については、必要に応じ経理部会を開催し確認する。

### 3. 会計経理業務の管理

「経理規程」を遵守し、各部の多岐にわたる事業執行に支障なく適正な会計経理業務を行う。また、経理処理に関しては随時、監事および公認会計士による指導・監査を受けることとする。

## II. 学術部

### A. 先天異常部会

先天異常部会の役割は、先天異常に関する情報の学術的検討と啓発、および環境に存在する先天異常発生の要因の調査分析に関わる事業を推進することである。先天異常に関わる保健福祉の推進のための調査を検討し、母児の支援も合わせた情報発信を行っている。また、サリドマイド薬禍を契機に本会に発足した本邦唯一の先天異常モニタリング事業は、国際先天異常監視研究機構（ICBDSR）（WHO 関連機構）加盟機関として母児の健康をまもっている。さらに、新生児の先天代謝異常のスクリーニングも、本部会をその濫觴として、子どもたちの健康に貢献している。これらの基本的役割に加えて、福島原発事故やインフルエンザ他の感染症、あたらしい出生前診断等の昨今の諸問題に関する情報の分析および具体的な広報・啓発により一層取り組んでいく。

#### 1. 先天異常モニタリングの拡充

##### (1) 外表奇形等調査・分析の継続

- 1) 昭和 47 (1972) 年より開始した「全国外表奇形等調査」を日母おぎゃー献金基金からの援助を得て継続している。毎年、わが国の奇形発生状況の把握および分析を四半期毎に行う。調査結果は ICBDSR に報告し国際的に協力する。
- 2) 福島県産婦人科医会の協力のもとに福島県内の全分娩施設を対象として調査を行い、また福島県県民健康調査とも共同して、原発事故による影響の有無を長期にわたり監視していく。そこで得られた知見を社会に還元し、放射線に関する不適切な認識の是正と、同地区住民の無用な不安の軽減に努める。適切な情報発信は震災被災地の復興にも寄与すると考えられる。
- 3) 横浜市大モニタリングセンターに調査結果の「まとめ」を依頼し、統計学的、疫学的な分析を加え、「外表奇形等統計調査結果」を作成し、協力機関等に配布している。平成 29 年度においても同様の対応とする。
- 4) 本調査・分析で得られたわが国の外表奇形等の推移、現状や、その問題点、また母児の健康をまもる必要性から先天異常モニタリングの継続の重要性についての広報活動を行う。協力モニタリング医療機関約 300 施設からの回答数に減少傾向が見られるため、母集団のバイアスや偏在が懸念される。あらためて登録の依頼を行い登録施設の増加を目指す。
- 5) 昭和 60 年度以降行っている胎児異常診断のアンケート調査を継続する。

#### 2. タンデムマス・スクリーニングの普及とその実態調査（隔年実施）

20種の先天代謝異常症のスクリーニングを簡便に実施可能なタンデムマス・スクリーニング法は、現在は全国すべての新生児が受けられる体制となった。スクリーニングが確実に行われることにより、早期診断・早期治療に結びつくことが期待される。しかし、その認知度は十分なものとは言えず、また機器やランニングコスト、検査陽性例の対応など、運用実施上の課題を検討する必要もある。また、導入後の有効性について検討を行う。

### 3. 新生児聴覚スクリーニングの普及推進

公費負担実現にむけて、母子保健部会と共同で国へ働きかける。

### ○4. “風疹ゼロ”プロジェクトの推進

－先天性風疹症候群の予防のためのワクチン接種推進活動－

2012～2013年に発生した風疹流行により、2014年までに先天性風疹症候群（CRS）が45例発生した。10年前からの対策がいまだ十分でなく、政府の2020年風疹排除目標に向けて本会を挙げて実施する“風疹ゼロ”プロジェクトの推進啓発活動を行う。

- (1) 風疹の流行状況と CRS の発生を把握するとともにホームページや医会報を活用して会員および妊婦への啓発を行う。
- (2) 風疹を日本から排除するために実効性のあるワクチン接種施策等について関係各機関と協議、検討し、本会の掲げる“風疹ゼロ”プロジェクトの推進、実施工動をする。

### 5. 出生前診断の影響、課題の検討

- (1) NIPT の進捗状況、適応があっても検査できない妊婦数（予約が入らないなどのため）を把握し、地域別の登録施設の充足状況を調査する。また NIPT における微小欠失や性染色体の検討、NIPT の臨床研究の意義について情報発信する。
- (2) 厚生労働科学研究費の進捗の把握  
遺伝カウンセリング体制、認定遺伝カウンセラーの充足状況、厚生労働科学研究費の出生前診断への関与について状況を把握する。
- (3) 現況・課題の検討（即時的対応を要する課題を含めて）  
妊婦健診と胎児超音波検査について、着床前スクリーニングの現況と課題、出生前診断にマイクロアレイ検査を用いることなど、昨今の出生前診断に関わる問題点について検討する。

### 6. 妊娠女性への葉酸摂取推進への啓発周知への取り組み

妊娠可能な年齢の女性に対する葉酸摂取に係る適切な情報提供の推進について、ホームページやパンフレット等の方策を続けて検討する。

### 7. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、先天異常委員会を存置する。

## B. 研修部会

医療の進歩に対応していくためには最新情報の収集と学習が必要である。

研修部会は、医療事故を防止し、より安全な医療を追求するために、各世代の女性の様々な疾病に対する良質で最新の医療情報を会員に提供していくことを目標としている。このためには本年度も様々な情報提供手段を用いながら、的確かつ迅速に効率のよい研修方法を供給していくことを念頭に事業を推進する。

具体的事業としては、研修資料（研修ノート、研修ニュース）の作成、最新医療の紹介（日産婦医会報学術欄）、DVDを用いた資料の提供、医会ホームページや日産婦医会報等を用いた迅速な情報提供や医会eラーニングの作成、日本産科婦人科学会学術講演会、日本産婦人科医会学術集会の生涯教育プログラムにおける企画、協力、並びに資料作成、産婦人科診療ガイドライン作成への協力を本年度も行う予定である。

平成29年度は以下の事業を行う。

### 1. 研修資料の作成

#### (1) 平成29年度研修テーマ

平成29年度の研修テーマについて、研修ノートNo99・100およびDVDを作成する。

最近のトピックやフローチャート、図表、写真などを多用して「目で見て理解できる」ように構成を考え、早期発刊にむけて努力する。

また、DVDには、冊子では提供できない動画や画像を数多く取り入れ、さらにデジタル化した研修資料も収納する。

研修ノートは、冊子・DVDとともに全会員に配布し、医会でも保管する。

また、作成した研修資料に関しては今後会員以外の医師にも有料で販売し、活用されるような販路を再度検討する。

#### 1) 流産のすべて (No. 99)

執筆者：分担執筆者17名

#### 2) 産婦人科医療の近未来 (No. 100)

執筆者：分担執筆者28名

#### (2) 平成30年度研修テーマ

研修ノートの原稿執筆を従来よりも早めに依頼し、研修ノートの早期発刊をめざす。産婦人科医として知っておくべきエビデンスや新知見を考慮に入れ、写真や図を多用した構成とする。

#### 1) 「婦人科がん医療の近未来」(No. 101)

執筆者：未定

#### 2) 「子宮内膜症・子宮腺筋症」(No. 102)

執筆者：未定

### 2. 平成31年度研修テーマの選定

平成31年度の研修目標を定めて、それに沿ったテーマを選定する。

### 3. 生涯研修機会の充実に関する検討

会員のニーズ、研修の内容、研修の利便性（参加や研修のしやすさ）を生涯

研修における3要素と意義づけ、それらを念頭においた研修の充実を図る。本年度も「研修スタイル」に焦点をあてた新たな企画や資料のデジタル化を検討し、広い観点から研修テーマや研修資料などを構築する。

具体的な活動計画として、

- (1) 第69回日本産科婦人科学会学術講演会へ参画・協力し、「生涯研修プログラム」の一環として、「ライフサイクルの変化からみた女性の健康を考える」および「事例からみた脳性まひ発症の原因と予防対策－産科医療補償制度再発防止に関する報告書から－」、「他科と協働する妊産婦死亡防止対策」に関する講演を企画する。毎年好評である投票システムを採用した聴講者参加型の講演を企画する。

また、第70回日本産科婦人科学会学術講演会「生涯研修プログラム」へ参画・協力の準備を行う。

なお、医会・学会共同プログラムである「生涯研修プログラム」の重要性を会員以外へ広報することを考慮して、本年度も医会紹介パンフレットを同封にて配布することを検討する。

- (2) 第54回日本周産期・新生児医学会学術集会へ産科臨床医に役立つ講演についての企画・協力の準備を行う。
- (3) 研修ノートの電子書籍化を検討する。
- (4) 医会ホームページに研修関連の新規コンテンツを立ち上げる。
- (5) 日本産婦人科医会学術集会や生涯研修会等の企画や研修資料の作成に協力し、会員の効率的な生涯教育に資する。
- (6) 本部会の刊行物としては、研修ノート、研修ニュース、日産婦医会報学術欄等があるが、本年度も将来を見据えたこれらのデジタル化保存を継続する。会員の生涯研修のため、eラーニングシステム運用に合わせてオリジナル教材を作成する。適時他の部署との委員会を開催してテーマを協議する。また、専門医取得のための単位として活用できるよう、講習時間や内容についても検討する。
- (7) ACOGの教育制度の実態調査とそれに基づく本会の取り組みと実施の検討について

ACOGの学術集会資料と研修資料を取り寄せて、ACOGの研修テーマや方法に関して、研究し、研修のあり方を学び、今後の医会研修会に提案できないかを検討する。

なお、この事業に関しては専従の委員を2名程度選任し、委員長、副委員長および常務理事・理事を加えて専従の小委員会（名称未定）を設置する。

#### 4. 学術研修情報の提供

- (1) 「研修ニュース」の発刊

研修ノートではup-to-dateな問題には即応しきれないため、本年度も「研修ニュース」を適宜発行し、重要な新しい情報の提供や必要事項の周知などを行う。

- (2) 日産婦医会報「学術」欄への協力

会員へ時宜を得た新しい学術情報の提供を図る観点から、本部会にて企画・検討した学術研修情報を、広報部会ははじめ関連各部の協力を得て、日産婦医会報「学術」欄に掲載する。

(3) 「小冊子」の監修・委託・発行

日常の診療現場で役立つよう、研修ノートの内容などを患者向けに手直した小冊子の監修、改定を行うとともに、販売を業者に委託し、発刊する。

5. 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編 2020」の発刊に協力

(1) 「産婦人科診療ガイドライン産科編・婦人科外来編 2020」の作成に向けて、日産婦学会と協力して、新規 Q&A 項目の追加・内容の見直しなどを行う。

(2) ガイドラインの広報に努める。

6. 委員会

上記事業を円滑に遂行するため、引き続き研修委員会を存置する。

## Ⅲ. 医療部

### A. 医療安全部会

会員、各都道府県産婦人科医会、学会・医師会等と密に連携をとり、大きな問題に発展する前に対応できるよう会員支援の充実を図る。また、必要があれば、施設の診療体制や診療内容についての個別研修に向けた検討を行い、各都道府県産婦人科医会と協働して実践する。

産婦人科偶発事例報告事業、妊産婦死亡報告事業、産科医療補償制度の原因分析報告などから得られた問題点を整理し、安全な産婦人科医療の実現を目指し、積極的に情報発信する。

#### 1. 医療安全対策

##### (1) 日本母体救命システム普及協議会の活動支援

日本母体救命システム普及協議会設立7団体の一翼を担う立場から、協議会の運営について協力・支援していく。また、会員をはじめ周産期医療従事者が同協議会の認定講習会を受講するようにその周知に努めるとともに、全国で講習会を開催できるようインストラクターの養成等を支援する。

##### (2) 医療安全に向けての会員支援サービス事業

重大な事故が発生した医療機関における再発防止および医療安全対策の支援を目的とする。各都道府県産婦人科医会との連携の下に、具体的な改善目標を達成するための支援を行うとともに改善後の評価・検証を行う。

##### (3) 事例収集および解析事業

平成16年4月より実施の産婦人科偶発事例報告事業、および平成22年1月より開始した妊産婦死亡報告事業を継続し、その充実、定着、並びに報告データの活用を図る。

1) 産婦人科偶発事例報告事業：平成27年事例の集計を行うとともに、報告事例について分類した上で原因ごとに分析・検討を行い、再発防止のために問題点を抽出して発信することで更なる産婦人科医療の安全性の向上に向けて取り組む。

2) 妊産婦死亡報告事業：妊産婦死亡症例情報を引き続き収集し、集積したデータは、循環器病研究開発費（池田班）の研究事業と協働して症例検討を行い、再発予防のための問題点の抽出を行い、提言として発出する。また、妊産婦死亡症例検討評価委員会を開催していく。特に、妊産婦メンタルケアと密接に関係があると思われる産褥1年以内の自殺について、現状での報告率は低いと推定されるが、妊娠期からの積極的にメンタルヘルスケアに取り組むシステムについて、関係部と協力して検討する。

##### (4) 医療安全に向けた情報発信

###### 1) 胎児心拍数陣痛図の評価法と対応の周知

周産期の現場で活用されているポケットサイズの冊子は、引き続き有料頒布を行う。“産婦人科診療ガイドライン産科編2017”に合わせた改訂について検討する。また、会員およびコ・メディカルに対する胎児心拍数陣痛図の評価法と対応についての指導に、医業推進部会および各都道府県産婦人科医会と協力して取り組む。

- 2) 母体安全への提言  
妊産婦死亡報告事業で抽出された問題点を整理し、再発予防のための提言を発刊し、周知を図る。
  - 3) 産婦人科偶発事例から抽出された問題点についての情報発信  
産婦人科偶発事例報告事業で抽出された問題点を整理し、再発予防のための提言を医会報“シリーズ医事紛争”を通し発信し、周知を図る。
  - 4) 脳性麻痺防止に向けた広報活動：報告事例（産婦人科偶発事例、産科医療補償制度）の症例を医学的に分析し、再発防止に繋がる適正な内容の広報活動などを日本産科婦人科学会、日本医療機能評価機構と協力して行う。
  - 5) 日産婦医会報「シリーズ医事紛争」掲載  
広報部会、医療安全委員会委員等の協力を得て、掲載を継続する。
  - 6) 関連情報の収集と情報提供  
医療安全対策上の収集情報を分析、検討して、会員への情報提供を図る。医療事故防止に向けて、必要な資料を適宜作成し、各都道府県産婦人科医会および会員に提供する。
- (5) 各医療圏における一次施設と高次施設の連携の推進  
平成27年度に実施した「母体救急における一次医療施設と高次医療施設の連携状況に関するアンケート調査」結果をもって行政等への働きかけを行う。
  - (6) 輸血用血液の廃棄量削減と有効利用への提言  
新しい健やか親子21では、10年後の妊産婦死亡率の数値目標を2.8（現在の3割減）としている。現在、妊産婦死亡の原因の1/4～1/3が産科危機的出血であり、母体を救命するためには、早期の輸血用血液の確保と適確迅速な輸血が必要である。しかしながら、出血は予測不能であり、妊産婦救命ために血液を十分に備えることはその廃棄量を増やすことに繋がるため、厚生労働省からは廃棄量削減努力を求められている。産科医療の特性について理解を求めた上で、廃棄量削減並びに有効利用についての提言を作成する。
- ## 2. 医療安全に関わる事業推進について
- (1) 第26回全国医療安全担当者連絡会の開催  
平成28年分の偶発事例報告集計結果、妊産婦死亡事例の集計状況・結果、産科医療補償制度の運用状況など、時事にあったテーマを全国の担当者と共有し、産婦人科医療の安全性の向上にむけて努力する。
  - (2) 産科医療補償制度の状況把握  
産科医療補償制度に対する会員の理解を維持するため、見直しを含めた制度の状況について各都道府県産婦人科医会と会員に報告する。
  - (3) 喫緊の対応を要する課題（医療上の刑事訴訟、異状死届出、産科医療補償制度等）には、小委員会形式等で専門家も交えた機動的な対応を図る。
- ## 3. 医療事故調査制度への協力と会員への助言
- (1) 医療事故調査制度に関して、引き続き基本的な考え方の立案と会員への的確な助言を行う。
  - (2) 死産をはじめとする産婦人科関連死亡について、会員へ助言する。
  - (3) 報告のあった事例について検討しフォローアップを行う。

#### 4. 医事紛争対策

- (1) 支援要請（医事紛争事例）への対応：各都道府県産婦人科医会で会員への支援システムを構築するように継続して要望するとともに支援する。また、要請に応じて、法律家も交えて各都道府県産婦人科医会担当者とともに当事者への医学的、法律的な支援を図る。
- (2) 結審事例（判例情報）の収集：裁判所のホームページや有料の判例データベース、情報誌等の購読を通じて判例情報の収集を図る。結審となった産婦人科訴訟事例の概要と判決内容などを解説した日産婦医会報「シリーズ医事紛争」の執筆にも活用する。

#### 5. 継続事業

以下の事業を継続し、関連団体等と連携した対外的働きかけや会員への情報提供（日産婦医会報等）に活用する。

- (1) 羊水塞栓症の血清検査事業への協力（平成15年8月からの浜松医科大学協力事業）

#### 6. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、医療安全委員会を存置する。

## B. 勤務医部会

産婦人科勤務医の就労環境は、依然として厳しい状況にある。それどころか、産婦人科医の数は減少に転じるという緊急事態となっている。本来産婦人科、特に産科医療の現場は、新しい命を迎える明るく、楽しく、使命感あふれる誇らしい職場である。産婦人科医が再びその数を増すには、産婦人科勤務医の待遇改善が急務であることは言うまでもない。本部会では産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査を経年的に行ってきた。このアンケート調査からは極めて有用な就労状況の推移が提示されている。また、常勤医師における女性医師の割合は毎年増加しており、女性医師の就労支援や離職防止の目指す試みは重要性をさらに高めている。本部会では、今後も引き続き勤務環境の詳細な調査を行っていくとともに、男女を問わずさらなる産婦人科勤務医支援について検討していく必要がある。

ここ数年の調査結果を見ると、病児保育を実施している施設の数的大幅に増加してきているが、まだまだ十分というにはほど遠い。また常勤先を持たないいわゆるフリー医師の現状についての調査では、その理由について男女で大きな差が生じていることが明らかとなった。この結果は勤務医の真の声を反映する貴重な資料である。

産婦人科勤務医、特に若手医師は使命感に燃え、そのため自らの犠牲を顧みない傾向も伺える。若手勤務医の意欲を保ち、待遇改善を進めることにより産婦人科医を増加させる一助となるようにしたいと考えている。

これらの目的のため本部会は、本年度の事業を以下のように進める。

### 1. 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査

本年度も継続する。本調査は、全国規模の経年調査としては唯一の分娩取扱い病院の産婦人科勤務環境の実態調査であり、産婦人科医師不足に起因する問題解決に向け必須の情報を提供する。これにより1次施設から高次施設にわたる病院機能、医師分布、勤務状況、女性医師率、勤務支援体制の経年的変化を知ることができる。産婦人科勤務医の待遇改善に関する調査は平成19年1月より開始し本年度で11回目、女性医師に関する調査は平成20年の第2回調査から施行し10回目となる。

平成28年の調査では、分娩取扱い施設数は9年前から17%減少し、1施設当たりの分娩数は19%増加した。施設数が減少したため、分娩取扱い病院の1施設あたりの常勤医師数は調査開始時より微増しているが、総数としてはここ数年横ばいから減少傾向で、女性医師の割合は45%に達した。さらに当直緩和・免除が必要な妊娠・育児中の女性医師数の割合が女性医師の約半数を占めるまでに増加したため、当直を担当する医師の当直回数はほとんど減少なく、当直担当医師の推定在院時間は依然として過労死基準を大きく超えている。その一方、当直翌日の勤務緩和導入は進まず、院内保育所など女性医師勤務支援体制も不十分である。また、本調査により、分娩取扱い病院に関わりながらも常勤先を持たない男女フリー医師の存在、大都市圏への集中が判明し、昨年度はフリー勤務の事由や常勤復帰への施策の可能性も個別調査された。

分娩取扱い施設の減少は産科医療過疎地を生み、産科医師の減少は当直体制の崩壊、産科救急医療要請への対応不能に直結する。よって、本年度も本調査

を実施し、本会の定例記者懇談会やその他のメディアを通じて情報を発信、社会的施策の必要性につき継続的な注意喚起を行っていききたい。

## 2. 女性医師支援対策

### (1) 産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査分析による支援対策の検討

経年的に行っている「産婦人科勤務医の待遇改善と女性医師の就労環境に関するアンケート調査」について分析を継続して行い、産婦人科女性医師の現状や課題を明らかにする。会員施設における医師確保、安定的な医療供給体制につながる対策について検討できるよう、また現状や展望が把握できるような項目についてアンケート内容や追加の調査を検討する。

### ○ (2) 離職防止と復帰支援策の検討

分娩取扱い施設に非常勤で勤務するフリー医師の常勤復帰への意欲が高いことが昨年度の上記調査で判明した。ライフイベント等で離職を防止する施策を検討すると共に、復帰に向けた対策として会員施設が再研修先として受け入れ、復帰を支援できる仕組み作りなどについてもワーキンググループを設け検討を行う。

### (3) 女性医師支援情報サービスの充実

本会ホームページ内の「女性医師支援情報サイト」や「勤務医ニュース (JAOG Information)」の記事等を通じて、女性医師に必要な支援情報の提供を継続して行っていく。ライフイベントにおける就業継続についての悩みに対応できるよう、内容の充実を図るとともに、実情に即した内容になるよう、会員から相談や支援についての情報収集が行えるよう体制を整備していく。

### (4) 関連団体との連携

厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会男女共同参画・ワークライフバランス改善委員会、各大学女性医師支援センターなどの関連団体と情報交換、連携を進め、医師が性別に関わらず能力を発揮して活躍できるための施策を提言し、実現に向けて働きかけていく。

## 3. 「勤務医ニュース (JAOG Information)」の発行

勤務医が必要とする様々な情報をはじめ待遇改善や女性医師支援に役立つ情報を提供する。特に若手医師が興味や関心を持てるような誌面構成とし、より多くの会員に情報を提供できるよう努める。具体的には各学会における専門医資格の条件などを提示する。また、不定期のシリーズ企画としては女性医師の就労継続への対策を積極的に行っている施設を紹介する「女性医師が働きやすい病院」や海外留学の体験談を紹介する「海外留学のすすめ」を掲載し発行する。

### ○ 4. 第44回日本産婦人科医会学術集会勤務医委員会企画シンポジウム

第44回日本産婦人科医会学術集会・東京大会の中で若手医師向けのシンポジウムを企画し、東京産婦人科医会と協力して開催する。シンポジウムの内容を「勤務医ニュース (JAOG Information)」に掲載する。

5. 委員会

勤務医部会の活動のため委員会を存置する。

## C. 医業推進部会

医業推進部会は、産婦人科医業を行う上での様々な問題に対して、その問題点を抽出・検討し、その対応策について立案・提言を行い、会員に正確な情報を提供することを目的としている。その目的を遂行するために、①無床診療所問題小委員会、②有床診療所問題小委員会の2つの小委員会を設ける。減少の危機にさらされている産婦人科が魅力ある科となるためには、開業という選択肢が準備され、同時に産婦人科の開業が有床無床を問わず経営的に安定していることが重要である。

いわゆるオフィスギネコロジーを主体とした診療所は分娩や大手術を扱わないため、様々な経営上の問題を抱えている。質の高い医療サービスを提供するには経営的基盤の安定が不可欠である。無床診療所問題小委員会では、これらの診療所の収益増加、経営安定のための医業のあり方を検討し提言を行う。有床診療所問題小委員会は、地域における周産期システムを守るために、有床診療所の経営的基盤の安定と質の高い医療サービスを提供することを検討する。

また、妊娠出産に関わる公費補助および医療行政に関する問題への対応についても、その問題点や対応策を検討していく。

さらに、産婦人科医業全般に関わる問題の発生時には、総務部とともに政策的な提言作成の諮問を受け、適時に横断的な委員会を立ち上げ早急に意見をまとめ運営委員会へ提言を答申することを目的とした緊急対応機能を持つものとする。

### 1. 無床診療所問題小委員会

- (1) 無床診療所の経営改善に向けた調査検討を実施し、収益に寄与する保険請求上の工夫や自費診療を行う上での工夫、新たな分野への参入などについて提案する。
- (2) 医療保険部会等関係各部と協議の上、検討した内容を骨子とした具体的な方策の提言書を作成し、会員に的確で経営に寄与するような情報を発信する。
- (3) 文章では表現しにくい具体的な方策を全国の会員に伝達するため、全国医業推進担当者伝達講習会を準備する。
- (4) 保険診療に関する教育指導セミナーを医会主催で開催し、今まで保険診療を学習する機会がなかった会員に保険診療の基礎を研修する場を提供する。

### 2. 有床診療所問題小委員会

- (1) 分娩を取り扱う有床診療所の存続や継承に関わる問題について多角的に検討し、提言を行うことによって産科有床診療所を支援する。新規開業への政策的支援とともに、現存の有床診療所の経営に対する援助を行政から引き出せるよう、日本の周産期医療における有床診療所の必要性を訴えていく。
- (2) 全国有床診療所連絡協議会との連携強化を図る。有床診療所の問題を具体的な施策に掲げ、成果を引き出すためには日本医師会有床診療所委員会や全国有床診療所連絡協議会（以下全国有床診）に積極的に参画、協力し、

全国有床診内における産科医の発言力を高める必要がある。そのためにも全国有床診の組織強化に協力し、産科医の新入会員獲得を図ることが必要である。本委員会では全国有床診未入会の会員に全国有床診の活動を詳細に紹介し、入会を呼びかける。また、全国有床診に対しては産科の立場から積極的に発言を行っていく。

### 3. 公費補助および医療行政に関する問題への対応

公費補助および医療行政に関する問題を引き続き検討する。

(1) 妊婦の経済的な負担軽減のために出産育児一時金の増額の要望を行う。

(2) 産後健診の公費負担の実現

(3) 妊婦健診公費負担の事務手続き上の煩雑さの是正に向けての活動

1) 各都道府県の担当者が行政と交渉を行う際に、医会の立場が理解しやすいよう、マニュアルの作成、検討、周知を行う。

2) 妊婦健診公費負担が全国統一した形で行われ、記載方法が簡略化されるよう検討する。

### 4. コ・メディカル関連事項への対応

急速に進む医療の高度化・専門化・細分化に伴い、医療の質の向上とチーム医療推進のため、コ・メディカルの役割が高まっている。その対策としてコ・メディカル生涯研修会を開催してコ・メディカルの技量を向上させる事に努める。有床診療所領域ではCTG判読や母体救命、NCPR等の研修を引き続き行っていくと同時に、無床診療所に勤務するコ・メディカルの研修にも目を向け、避妊指導や低用量ピルに関する研修などにも取り組んでいく。

### 5. 医療と医業の項（日産婦医会報）の継続

医療と医業に関する原稿を会員から募集し、広報部会と協議の上で掲載する。

### 6. 喫緊の問題に対し、即時に対応できる体制の構築

産婦人科医業全般に関わる重要な問題が発生した場合は、即時に対応でき見解がまとめられる体制を適時構築し、執行部へ提言できるようにする。

### 7. 関係各部および関連諸団体との連携

医業推進部会の事業に関連する諸問題については、本会の他関係部そして厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、全国有床診療所連絡協議会、日本看護協会、日本助産師会等の外部組織とも連携し、円滑な事業の推進を図る。

### 8. 委員会

以上の事業を円滑に進めるために医業推進委員会を開催する。活動に当たりメーリングリスト等を活用する。必要に応じて小委員会・部会を開催する。

## D. 医療保険部会

わが国が少子高齢社会を迎える中で、平成30年度診療報酬改定については、6年に一度の介護報酬との同時改定になること等を踏まえ、(1) 医療機能の分化・連携の強化、地域包括ケアシステムの構築の推進、(2) 患者の価値中心の安心・安全で質の高い医療の実現、(3) 重点分野、個別分野に係る質の高い医療提供の推進、(4) 持続可能性を高める効果的・効率的な医療への対応、などが主な検討項目とされている。この基本的な考え方に則り、また改定の具体的内容を踏まえて、産婦人科医療の現場において医療保険をどのように運用していくのか、そしてさらにどのように変革してゆくのかについて、医療保険委員会ならびに各ブロック協議会での議論を通じて検討を深めてゆくことが本部会の使命である。

前2回の改定では帝王切開手術点数の大幅な減点とその復活への取り組みが焦点の一つとなったが、この取り組みを通じて明らかになったことは、医療行為に対する診療報酬評価にあたっては、従来の評価法では表現され得ない新たな評価軸が必要な場合があるということである。二つの命を扱う産科医療の特殊性を十分に認識して、日本産科婦人科学会はもとより日本医師会・外科系学会社会保険委員会（外保連）・内科系学会社会保険連合（内保連）など関連諸団体との連携を深めながら活動を進めていきたい。

また本会内では、働く女性や高齢女性等を対象にしたオフィスギネコロジー等、あるいは虐待予防のための妊産婦のメンタルヘルスケアなど、新規分野開拓の試みの議論が進んでいることを踏まえ、これらの動きと連携して医療保険の視点からの関わり方を検討して行きたい。

### 1. 産婦人科診療報酬の適正化へ向けた活動

現行医療保険制度における診療報酬体系は如何にあるべきかを模索するとともに、社会的、経済的情勢をふまえてマクロ的視点から適正な産婦人科診療報酬を研究し、その実現に向けて提言し行動する。

### ○ 2. 次期診療報酬改定への要望事項の整理と実現に向けた活動

平成30年4月に予定される診療報酬改定に向けて、ブロック医療保険協議会、全国医療保険担当者連絡会、医療保険委員会などから提案された要望事項を整理し、日本医師会、外保連、内保連、日本産科婦人科学会などとの密接な連携のもとでの調整の他に、中医協における議論の経緯にも注視しつつ、時機にあった項目を重点的に再整理し積極的に関係諸団体に働きかける。

### 3. ブロック医療保険協議会や各都道府県産婦人科医会担当者との連携

- (1) 医療保険事業の活動推進のため、要請に応じてブロック医療保険協議会、各都道府県産婦人科医会医療保険研修会等に協力する。診療報酬点数表の解釈について、運用上の疑義がある場合は可及的速やかに対応する。
- (2) 医療保険に関する問題について、特に周知徹底を図る必要が生じた場合は、随時各都道府県産婦人科医会の担当者を通じて会員の研修を企画する。
- (3) 診療報酬の適正化に向けた提言、要望をブロックや各都道府県から収集する。

#### 4. 診療報酬点数表における運用上の新規事項や疑義解釈について会員への伝達

- (1) 医療保険および診療報酬点数表における運用上の疑義解釈や新たに発出された通知等で、重要なものについては可及的速やかに会員に伝達する。
- (2) 伝達の手段としては、日産婦医会報および医会ホームページ、又はブロック医療保険協議会、各都道府県産婦人科医会医療保険研修会などの場を活用して行う。

#### 5. 関連諸方面との連絡折衝

産婦人科医療保険診療の円滑な運用のために、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、外科系学会社会保険委員会（外保連）・内科系学会社会保険連合（内保連）など関係諸団体との連絡折衝を図る。

#### 6. 委員会

医療保険委員会を存置する。また、必要に応じ医療保険小委員会を開催する。

- 特に本会の各プロジェクトと連携して、産婦人科医療における諸問題の解決に向け、今後の診療報酬点数のあり方を検討する。

## IV. 事業支援部

### A. 女性保健部会

女性保健部会は、周産期医療や婦人科がんに関する諸問題を除く、小児・思春期から中高年期に至る女性の健康問題について、現在注目されている課題を抽出し、調査・分析や資料作成を行い、できることから速やかに公開し、産婦人科医、並びに社会に対して啓発していく活動を行っている。

具体的に、本年度は、15歳以下の望まない妊娠・出産を限りなくゼロに近づける施策を引き続き重点課題として活動していく。また、性教育指導セミナー全国大会の開催、性暴力・性犯罪被害者支援に向けて警察、日本救急医学会、各被害者支援団体と連携・協力、女性アスリートの診療に関する産婦人科医向け講習会の開催、中高年女性の健康支援のほか、がん教育や児童虐待予防対策プロジェクトについても共鳴する中広い活動を展開していく。

#### 1. 15歳以下の望まない妊娠・出産を限りなくゼロに近づける活動

特に15歳以下（できれば高校生の思春期女子にまで拡大）の望まない妊娠・出産ゼロを目指して教育、啓発、指導を行うことは、女性の心身の健康のみならず、実母による児童虐待抑制につながる。併せて、高齢女性の妊孕性の低下や高年出産のリスクも含めて、女性には妊娠・出産適齢期があることも思春期男女の性の健康教育に組み込む必要がある。これらについて、国、国会議員、地方自治体や関連諸団体にも引き続き働きかけていく。

地方からの性の健康教育の底上げから、日本全体の性の健康教育レベルのアップを考える意味でも、学校、学校医、養護教諭から産婦人科医に相談できる環境づくり、地元クリニックへの受診行動、学校への性の健康教育講座への産婦人科医の講師派遣などが速やかに行われるように、連携の窓口を各都道府県産婦人科医会の中に置くように組織づくりを引き続き進めていく。

#### 2. 第40回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会（開催担当：京都府）の開催

開催日：平成29年7月30日（日）

開催場所：京都ホテルオークラ（京都府）

メインテーマ：15歳以下の妊娠・出産をゼロにするために～今私たちができること～

開催担当都道府県と連携し支援する。開催後はセミナーのあり方を協議し、次回に生かす。また、日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会開催後、集録集の作成をする。今後の開催地の誘致活動を行う。

今後の予定

- (1) 第41回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会  
（平成30年開催：富山県担当）
- (2) 第42回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会  
（平成31年開催：大阪府担当）

- (3) 第43回日本産婦人科医会性教育指導セミナー全国大会  
(平成32年開催：山形県担当)

### 3. 思春期・成熟期

この時期に大切な問題点を抽出し、社会的な啓発と対応を図る。

#### (1) 性犯罪被害者の診療に際しての連携と協力

##### 1) 女性保健拡大部会の開催

性犯罪被害者への公的支援を統括する警察庁を含めて、警察関係者、性犯罪被害者支援にあたっている医療従事者、支援団体などとの意見交換の場を本年度も設ける。

##### 2) 日本救急医学会との連携した性犯罪被害者支援の検討

被害者の初期診療をよりすみやかに有効に行うために、日本救急医学会と協力した支援システムを構築する。日本救急医学会の中で性犯罪被害の現状や被害者支援に対する勉強会や講演会などを開催していただけるように協力する。

##### 3) 「産婦人科における性犯罪被害者対応マニュアル（実施編）」を平成20年度に作成し、その後平成23年度に作成した「性犯罪被害者診療チェックリスト」を実地の診療に活用するように周知する。

##### 4) 「産婦人科診療ガイドライン、婦人科外来編」のCQ、Answerをもとに、「性犯罪被害者の診療に際してのインフォームドコンセント」などのサンプル作成に協力する。

##### 5) 性犯罪被害者への公的な医療支援に関する調査結果の活用

平成25年度「性犯罪被害者への公的な医療支援に関する第4回調査」や平成28年度「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターに関する調査」結果を基に、更なる警察との協力体制の整備の推進と公的支援の拡大を目指す。また、ワンストップ支援センターの実情、抱える問題点などもふくめて、必要に応じ、調査を実施する。

##### 6) 児童虐待予防対策プロジェクト

人口の質の向上を目指した取組み対策の1つとして立ち上げた、「児童虐待予防対策プロジェクト」に対し、女性保健部会として協力する。

#### (2) 女性アスリートのためのワーキンググループの活動

女性アスリートが、自身の体の状態や月経および月経異常、月経移動などについて、産婦人科を受診して適切な診療やアドバイスを受けやすい環境を作るための活動を行う為、女性アスリートに対する診療に詳しいスポーツドクター等に参加していただき、本年度もワーキンググループの活動を行う。また、平成26・27年度に作成した医師向けの冊子とアスリートやスポーツの指導者、教師向けの冊子作成に対する協力および女性アスリート健康支援委員会が主催する産婦人科医向け講習会に対し協力する。なお、これらの活動については、女性アスリート健康支援委員会の構成団体と連携して協力する。講習会に参加した産婦人科医のスキル継続、並びにスキルアップのための方策を検討する。

## 女性アスリート健康支援委員会に対する協力内容

1. 医師向け、アスリートやスポーツの指導者、教師向けの冊子作成の協力
2. 講習会の開催に対する協力

### 女性アスリート診療のための講習会に対する協力の流れ

女性アスリート健康支援委員会

↓協力・連携

・関係諸団体との調整・資金調整  
(補助金・寄付)等

日本産婦人科医会

↓協力・連携

・演者日程調整・講演資料作成  
・講習会の実施運営等

各都道府県産婦人科医会

・各都道府県産婦人科医会  
・会場確保・会員への案内等

(3) 「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」の活用と啓発  
日本医師会学校保健委員会からの要請を受けて、平成24年度に発行した  
「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」の活用を引き続  
き広報すると共に改訂版作成についても検討する。

(4) 性教育について

1) 性教育講演用スライド「思春期って何だろう？性って何だろう？」への  
対応

バージョンアップなどスライドの整備や活用に向けた対応を継続する。

2) 会員と次世代や患者とを結ぶ小冊子の監修と既存の小冊子の活用と広報  
平成25年度発行の「オンナとオトコの産みドキ・育てドキ・働きドキ」を  
始め、既存の小冊子を活用するよう広報する。

(5) 緊急避妊法の適正使用に向けた周知と啓発

平成23年度に承認・発売された緊急避妊薬を正しく使用していただくため  
の啓発を図る。

(6) ホルモン製剤の動向把握と啓発

避妊薬としてのOCだけでなく、子宮内膜症や月経困難症の治療薬である低  
用量EP剤、並びに避妊薬、月経困難症、過多月経の治療薬である黄体ホルモ  
ン放出型子宮内システム (IUS) の効果的な活用を図る。

(7) 対策・支援の継続事業

児童への健康教育参画 (学校医・学校協力医) に向けた支援をする。

4. 更年期

生活習慣病やHRTを中心に検討し、健常者も含めた対応や支援を図る。

(1) 既刊資料の利用促進と活用

・「ホルモン補充療法 (HRT) の実際」

・「産婦人科医のための生活習慣病診療マニュアル」など

- (2) 骨粗鬆症について  
平成28年に作成した「産婦人科における骨粗鬆症診療の手引き」を広報する。
  - (3) HRTについての啓発と情報提供  
up-to-dateな有用情報の収集に努め、平成24年度に作成した「ホルモン補充療法（HRT）チェックシート」をはじめ、HRTについての社会的な啓発と会員への情報提供を小冊子・本会ホームページ等を通じて行う。
  - (4) 女性と頭痛への対応  
女性に多い片頭痛の薬剤として知られるトリプタン系を上手に使いこなす方法等について、本会ホームページ等を通じて会員へ情報提供することを引き続き検討する。
  - (5) 特定健診・特定保健指導への協力と対応  
平成20年4月からの特定健診・特定保健指導への協力の他、会員が積極的に関与できるよう、具体的な対応策や指導指針などの検討を継続する。
  - (6) 高齢女性の健康寿命延伸プロジェクト  
人口の質の向上を目指した取組み対策の1つとして立ち上げた、「高齢女性の健康寿命延伸プロジェクト」に対し、女性保健部会として協力する。
5. 女性保健（産婦人科医療）の一般社会への働きかけとその対応  
産婦人科医が女性のprimary careを担う専門医として、一般女性への適切な医学的知識の提供と産婦人科医療への理解・啓発を図るため、女性の健康週間や女性保健向上に向けた公開講座（日本産科婦人科学会と合同で実施）等の活用と、関連の諸団体や業界等との協調などを通じて、社会的なアピールに努める。
6. 関連諸団体との連絡提携  
各省庁や日本医師会、日本産科婦人科学会等と連絡し、円滑な事業推進に資する。特に、日本医師会学校保健委員会に対しては、行政が予算措置をしている地域教育委員会と医師会による専門医の学校派遣に、産婦人科医が参画できるように、密に連絡をとり、会員に広報する。また、学校医から思春期女子への健康教育の基本指導ができるように、「学校医と養護教諭のための思春期婦人科相談マニュアル」および本会ホームページからダウンロードできる「思春期ってなんだろう、性ってなんだろう」の性教育スライドの利用を推進、啓発する。日本医師会の学校保健委員会を通して、文部科学省の学校保健に対する考え方の情報を得やすいが、これらを会員に広報、啓発することで子供たちの健康教育や健康増進に寄与する。本年度の新規事項として、学校教育の中になんがん予防が組み込まれることから、産婦人科領域におけるがん予防について、啓発するような活動を行っていく。  
また、本会ホームページの一般向け「健康のこと」のサイトの作成に協力する。
7. 委員会  
以上の事業を遂行するために、女性保健委員会を存置する。

## B. がん部会

精度の高い子宮頸がん検診（HPV検査併用検診、液状化細胞診（LBC））の普及に向けた啓発活動、HPVワクチンの接種勧奨再開へ向けての活動、LBC内膜細胞診を用いた子宮体がんスクリーニング多施設共同試験の推進、乳がん検診への積極的参加に向けての活動と支援、を主な事業計画とし、がん対策委員会メンバーを中心として活動を行っていく。

### 1. 精度の高い子宮がん検診（HPV検査併用検診、液状化細胞診（LBC））の普及に向けた啓発活動

#### ○（1）子宮頸がん・子宮体がんの征圧に向けた日本産婦人科医会、日本対がん協会共同事業

精度の高い子宮頸がん検診に向けたHPV検査、LBCの普及、またHPVワクチンの接種率向上、がん検診受診率向上などにより、子宮頸がんの早期発見・予防に努め、子宮頸がんの征圧を図る。またLBCを用いた内膜細胞診による精度の高い子宮体がん検診を確立し、子宮体がんの早期発見に努め、子宮体がんの征圧を図る

内容：1. 細胞診（LBC）/HPV検査併用子宮頸がん検診の普及にむけた啓発活動

2. LBC細胞診普及に向けた啓発活動
3. 妊婦健診へのLBC/HPV検査の導入（参考：小山地区モデル）
4. 精検の精度向上を目指したコルポスコピーの勉強会
5. LBC内膜細胞診多施設共同試験の推進と結果のまとめ
6. LBC内膜細胞診の細胞所見の見方についての勉強会
7. HPVワクチン有効性調査と接種率向上に向けての啓発活動ならびに国・メディアへの働きかけ
8. 未受診者対策のための自己採取HPV検査の評価ならびに推進

#### 開催概要

共 催：公益社団法人日本産婦人科医会、公益財団法人日本対がん協会

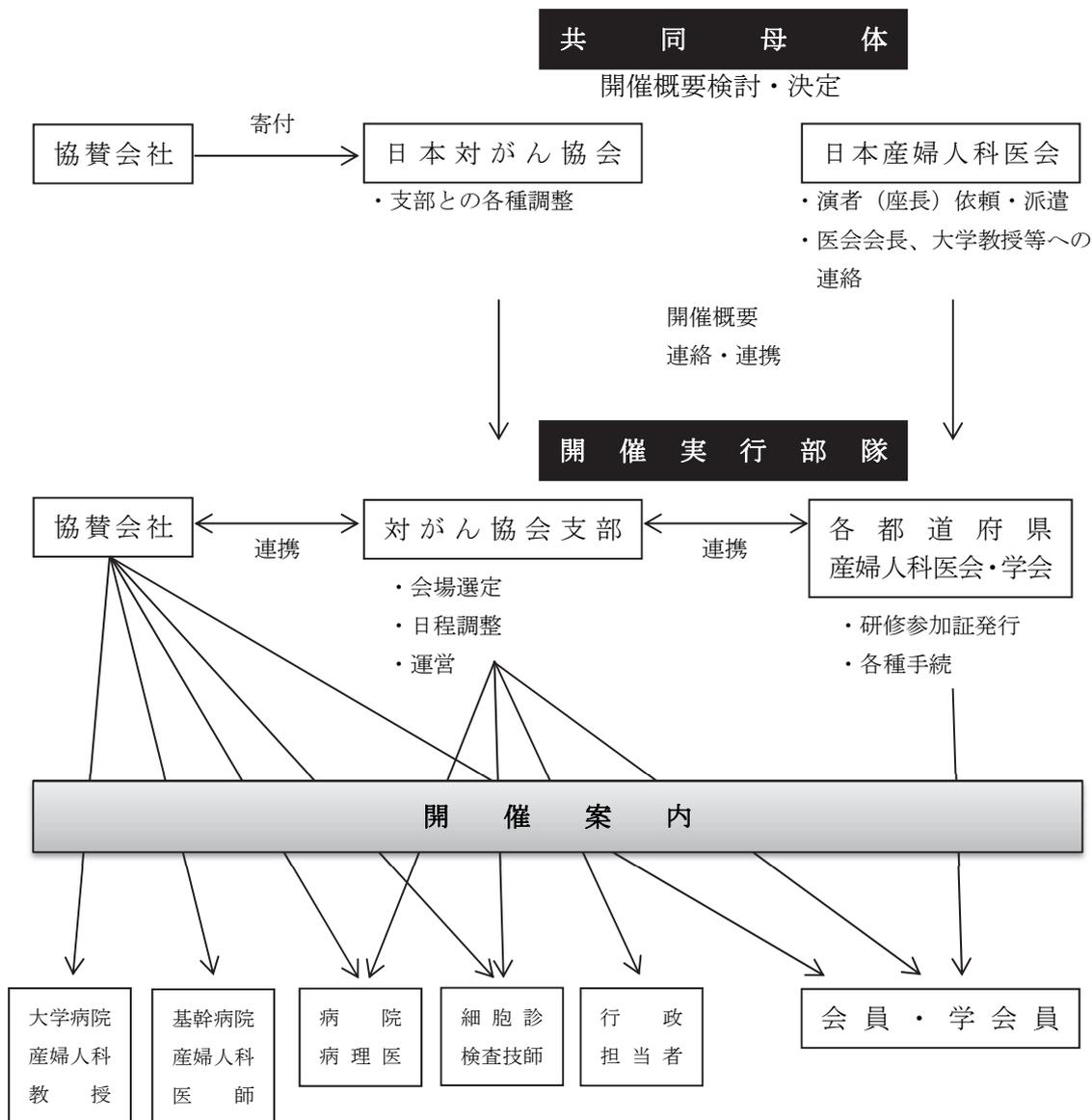
開催場所：北日本、東北、関東、東海、近畿、中四国、九州・沖縄 各1ヶ所を原則

日本産科婦人科学会連合地方部会あるいは日本産婦人科医会並びに各都道府県産婦人科医会関係学術集会などの機会を活用して同時開催

開催時期：平成29年度

対象者：日本産婦人科医会会員、日本産科婦人科学会会員、細胞診検査技師・病院病理医、行政担当者など

## 開催スキーム



(2) 液状化細胞診 (LBC) の普及に向けて産婦人科医、自治体を対象に啓発活動を行う。

また本会医療保険部会や日本臨床細胞学会、日本産科婦人科学会などの関係諸学会と協同して、厚生労働省に働きかけ、広く普及するよう活動する。

(3) 厚生労働省の「女性特有のがん検診に対する支援事業」の継続を強く要望し、本事業が検診受診率向上の一助になるよう、厚生労働省並びに関係各位に働きかける。

2. HPVワクチンの積極的接種再開および接種率向上に向けての啓発活動・政策提言並びにHPVワクチンの有効性の検証事業

HPVワクチンは、副反応問題を契機に厚生労働省の通達により、現在積極的接種勧奨が控えられている状況下にある。そのため最近のワクチン接種率は大きく落ち込み、ほとんど接種がなされていない状況である。厚生労働省のHPVワクチン副反応検討部会では、ワクチン自体との因果関係は乏しく、機能性身体症状であると判断しながらも政治的な問題もあり、いまだ結論を出していない。痛みセンター連絡協議会・予防接種協議会などと協力しながら、女性の健康を守るために、ワクチンに対する正しい知識を広め、その有効性と安全性について理解してもらうように、引き続き普及・啓発活動にあたる。メディア対策も重要であり、がん対策委員を中心に各々の地方のメディアに積極的に働きかける。

HPVワクチンの有効性を検証するために、「ワクチン接種の有無」を把握できている自治体を中心に、対策型子宮頸がん検診の結果を集積し、本ワクチンの子宮頸がん・前がん病変減少効果を検証する。

### 3. 乳がん検診への積極的参加に向けての活動と支援

(1) わが国で増加傾向著明な乳がん患者の診療に産婦人科医が係わることは、オフィスギネコロジー参入の観点からも意義あるものと考えられる。具体的には、マンモグラフィ読影資格などを多くの産婦人科医が取得するための施策が望まれる。例年どおり乳がん検診用マンモグラフィ読影に関する講習会を開催する。さらに、今後導入予定の乳房超音波検診に即応するため、乳房超音波読影医の育成の支援も検討する。

○ (2) より多くの産婦人科医が乳がん検診に参画することを促すために、プレ講習会を開催して、マンモグラフィおよび乳房超音波読影資格取得への道を開く。

### 4. 子宮体がん検診推進に向けての啓発活動、および「子宮内膜LBC細胞診を用いた子宮体がん検診」の多施設共同試験の推進

増加している子宮体がん患者の早期発見を目的に、厚生労働省の「指針」に示されたハイリスクグループを対象にした子宮内膜細胞診による子宮体がん検診の推進と普及を図る。地方自治体並びに産婦人科医を対象にその意義と実施に向けて啓発活動を展開する。

また、検診精度の向上が期待でき、臨床医と判定医双方の負担軽減にも寄与すると考えられる「内膜LBC細胞診を用いた子宮体がん検診」の実用化に向けた多施設共同臨床試験を加速し、その成果をまとめる。

### 5. 「乳がん・子宮頸がん検診促進議員連盟」の活動への協力と支援

党派を超えた42名の議員によって、乳がん・子宮頸がん検診促進のための活動が2015年3月よりスタートしている。がん部会の活動目的と合致することから、本議員連盟の活動を支援し、協力をしていく。

### 6. 関連諸団体への協力と対応

会員や社会への有用情報の提供が婦人科がん検診事業の円滑化につながるため、厚生労働省、諸学会（日本産科婦人科学会、日本臨床細胞学会、日本婦人科がん検診学会、日本産婦人科乳腺医学会、日本乳癌検診学会、日本婦人科

腫瘍学会、日本がん検診・診断学会等)、諸団体との密接な連携を行う。また、行政施策(健康日本21 他)や日本医師会事業(かかりつけ医等)、等の諸団体事業への協力、および職責者派遣(委員・役員等)を通じて、検診事業における産婦人科の基盤強化を図る。

#### 7. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するため、がん対策委員会を存置する。

## C. 母子保健部会

母子保健部会は、より安全で、質の高い周産期医療を提供する体制の構築のため、その問題点を抽出して分析し、その解決に向けて取り組む。効率的な会員研修のためのプログラムの開発や実施を通じ、母体および新生児の予後の更なる向上に向けて周産期のみならず、産後にわたって切れ目のない医療システムを整備するため、以下の事業に取り組む。

### 1. 周産期メンタルヘルスケア推進に向けての事業

妊産婦のメンタルヘルスを評価してケアすること、健全な母子関係を成立させること、育児不安を解消することなど、産前から産後にわたる継続的なメンタルヘルスケア体制を検討し、その体制の構築および整備を推進する。また、この妊産婦のメンタルヘルスケアを乳幼児虐待の予防にもつなげる。さらに、妊産婦に母子の愛着形成の重要性についての啓発にも取り組む。

本部会の重点事業であり、本会の周産期メンタルヘルスプロジェクトとの協働で取り組む。さらに、各都道府県産婦人科医会における本事業の推進を支援する。

#### (1) 「母と子のメンタルヘルスフォーラム」開催への支援

事業を推進するため、フォーラムのあり方やプログラム等を検討し、開催担当都道府県と連携し支援する。

開催予定日：平成29年7月23日（日）

開催場所：ホテルメトロポリタン盛岡（盛岡市）

#### (2) 周産期メンタルヘルスに関する研修プログラムの検討

産科医、保健師、助産師など実際に周産期メンタルヘルスケアを担うスタッフの養成を目的とした研修プログラムを作成し、その開催を検討する。

#### (3) 出産前後の母児ケア体制の検討

#### ○ 1) すべての妊婦に対する産後2週間健診の公費負担の実現を目指した活動を行う。また、産後2週間健診の内容や費用などの実態を調査する。

2) 保健師による出産前全戸訪問のシステムについて検討する。また、出産前から出産後にかけて保健師や小児科医が継続的に関わるシステムを構築することが、子育て環境の改善にもつながる可能性があり、実現可能な母児ケア体制について検討する。

#### (4) 社会的ハイリスク妊婦への対策の検討

社会的にリスクを抱える妊婦が安心して出産できるようなケア体制について検討する。

#### (5) 精神疾患合併妊娠における精神科との連携強化についての対策の検討

精神疾患合併妊婦の管理が十分に行われていない現状がある。より適切な精神疾患合併妊婦の周産期管理を行うために各地域での体制整備が必要であり、その具体的な方策について検討する。

#### ○ (6) 妊産婦に母子の愛着形成の重要性を啓発するコンテンツの開発

母子の愛着形成の重要性を啓発するコンテンツを作成し、母親学級などでの活用を目指す。

2. 新生児聴覚スクリーニング検査の公費負担化に向けた活動

日本産科婦人科学会、日本耳鼻咽喉科学会等と協働して新生児聴覚スクリーニングの有用性を発信することで、新生児聴覚スクリーニング検査への公費負担の実現に向けた活動を継続的に行う。

3. 新生児蘇生技術の普及のための講習会支援

「日本版救急蘇生ガイドライン2015」に基づき、新生児蘇生法講習会を開催し、手技の普及に努める。また、各都道府県産婦人科医会が開催する新生児蘇生法講習会に対し、講師派遣などの支援を行う。

4. HTLV-1母子感染予防対策の推進

各都道府県産婦人科医会が中心となり、また、日本小児科医会などとの連携を図りながら、HTLV-1キャリア妊婦から生まれた児のフォローアップ体制を担えるようなシステムの構築を検討するとともに、児の感染予防に向けた医療体制や支援体制の整備を推進する。また、HTLV-1キャリアと診断された妊婦のフォローアップ体制についても検討する。

5. 妊娠希望夫婦に対する妊娠前の健診プログラムの作成

妊娠前の健診プログラムを作成し、その活用を促進することで、女性が安心して妊娠・出産できるようになる。妊娠前健診により、妊娠すればハイリスク妊娠となる女性に対し、妊娠前からより適切な管理ができるようになり、母児の予後改善につながる。

また、高年齢婚姻、高年齢妊娠予備軍に対する包括的妊娠前教育プログラムを策定し、公開講座やキャンペーン等を企画し、産婦人科受診の促進につなげる活動を行う。

6. 産前産後の予防接種の推進に向けた活動

先天性疾患や院内感染予防のため産前産後の予防接種の効用について啓発する。また、先天異常部会と連携し風疹撲滅に向けた啓発活動を推進する。

7. 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供体制の推進支援

白血病などの治療としての幹細胞移植のための臍帯血の備蓄数が減少傾向にある。そこで日本赤十字社血液事業部と協力して、『移植に用いる造血幹細胞の適切な提供』のための臍帯血採取事業について改めて、医療機関の理解を得て、「さい帯血バンク」採取施設整備の推進を支援する。

○ 8. マタニティーハラスメントの防止に向けた啓発

働く女性が母性を尊重されつつ、その能力を十分に発揮できる雇用環境を整備することが重要である。職場における妊娠中や子育て中の女性へのハラスメント、あるいは、不妊・不育治療に通う女性へのハラスメント防止に向けて、行政等による啓発活動を支援する。

9. 厚生労働行政および関連団体との協力並びに情報交換

母子保健推進のため、厚生労働省、日本医師会、日本産科婦人科学会、日本

周産期・新生児医学会、日本小児科学会、日本小児科医会等との協力、支援、情報交換を行う。

10. 電子母子健康手帳についての検討

電子母子健康手帳のあり方について検討する。記載データ項目の標準化の重要性について認識し、電子母子健康手帳標準化委員会とも協力し、その検討を行う。

11. 委員会

以上の事業を円滑に遂行するために母子保健委員会を存置する。

## V. 献金担当連絡室

公益財団法人日母おぎゃー献金基金の事業委託を受け、連絡室としては各都道府県産婦人科医会の献金担当者の意見を聞き、協力体制の確立に努める。

1. 全国献金担当者連絡会を開催する（各都道府県の事務担当者にも参加していただく）。
2. 連絡会準備打ち合わせ会を開催する。

以上の活動の円滑な遂行のため、献金連絡室を存置する。